

## 川崎市公告第741号

京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部に係る条例環境影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和8年3月27日

川崎市長 福田紀彦

## 条例環境影響評価準備書について

### 1 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

所在地：神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

京浜急行大師線連続立体交差事業 1期②区間鈴木町すり付け部

#### (2) 種類

鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第3種行為）

### 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区鈴木町二番地～川崎市川崎区大師駅前一丁目

### 4 指定開発行為の目的及び内容

#### (1) 目的

踏切の除却

#### (2) 内容

改良に係る部分の長さ：約 0.5km

### 5 指定開発行為の施行期間

令和8年度～令和20年度（予定）

## 6 条例環境影響評価準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 周辺地域の概況及び環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

## 7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

### (1) 期間

令和8年3月27日（金）から令和8年5月11日（月）まで

### (2) 場所及び時間

川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

※縦覧開始日（3月27日）は、午前10時から縦覧を行います。